

高知県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年6月13日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第53号

高知県建築基準法施行細則の一部を改正する規則
高知県建築基準法施行細則(昭和25年高知県規則第88号)の一部を次のように改正する。

別記第10号様式中

市・町受付	市・町への通知
年 月 日	年 月 日
課	市・町
担当者 ㊟	担当者

を に改

める。
別記第13号様式を次のように改める。

第13号様式 (第24条関係)

工事監理者変更届

年 月 日

高知県建築主事 様

建築主氏名

㊟

次のとおり工事監理者を変更しましたので、高知県建築基準法施行細則第24条の規定により届け出ます。

1 建築主 (1) 氏名のフリガナ (2) 氏名 (3) 郵便番号 (4) 住所 (5) 電話番号
2 建築物及びその敷地に関する事項 (1) 地名地番 (2) 主要用途 (3) 構造規模 造 階 延べ床面積 m ² (4) 工事着手予定年月日 年 月 日 (5) 工事完了予定年月日 年 月 日 (6) 建築物(工事)の名称 (7) 確認済証番号 第 確認 高知県 号
3 変更する工事監理者の人数 代表となる工事監理者 人 その他 人
4 変更後の工事監理者(変更となる工事監理者が複数の場合は、裏面に記載) (1) 資格 () 建築士 () 登録第 号 (2) 氏名 ㊟ (3) 建築士事務所名 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 名称: (4) 郵便番号 (5) 所在地 (6) 電話番号 (7) 工事と照合する設計図書
5 変更前の工事監理者(変更となる工事監理者が複数の場合は、裏面に記載) (1) 資格 () 建築士 () 登録第 号 (2) 氏名 ㊟ (3) 建築士事務所名 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 名称: (4) 郵便番号 (5) 所在地 (6) 電話番号 (7) 工事と照合する設計図書
6 変更理由

注 工事監理業務委託契約書及び建築士免許証の写しを添付してください。

上記のとおり工事監理者変更届を受理しました。

年 月 日

高知県建築主事

㊟

(裏面)

4 変更後の工事監理者			
(1) 資格	() 建築士	() 登録第	号
(2) 氏名		㊟	
(3) 建築士事務所名	() 建築士事務所	() 知事登録第	号
	名称:		
(4) 郵便番号			
(5) 所在地			
(6) 電話番号			
(7) 工事と照合する設計図書			

(1) 資格	() 建築士	() 登録第	号
(2) 氏名		㊟	
(3) 建築士事務所名	() 建築士事務所	() 知事登録第	号
	名称:		
(4) 郵便番号			
(5) 所在地			
(6) 電話番号			
(7) 工事と照合する設計図書			

(1) 資格	() 建築士	() 登録第	号
(2) 氏名		㊟	
(3) 建築士事務所名	() 建築士事務所	() 知事登録第	号
	名称:		
(4) 郵便番号			
(5) 所在地			
(6) 電話番号			
(7) 工事と照合する設計図書			

5 変更前の工事監理者			
(1) 資格	() 建築士	() 登録第	号
(2) 氏名		㊟	
(3) 建築士事務所名	() 建築士事務所	() 知事登録第	号
	名称:		
(4) 郵便番号			
(5) 所在地			
(6) 電話番号			
(7) 工事と照合する設計図書			

(1) 資格	() 建築士	() 登録第	号
(2) 氏名		㊟	
(3) 建築士事務所名	() 建築士事務所	() 知事登録第	号
	名称:		
(4) 郵便番号			
(5) 所在地			
(6) 電話番号			
(7) 工事と照合する設計図書			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年6月13日

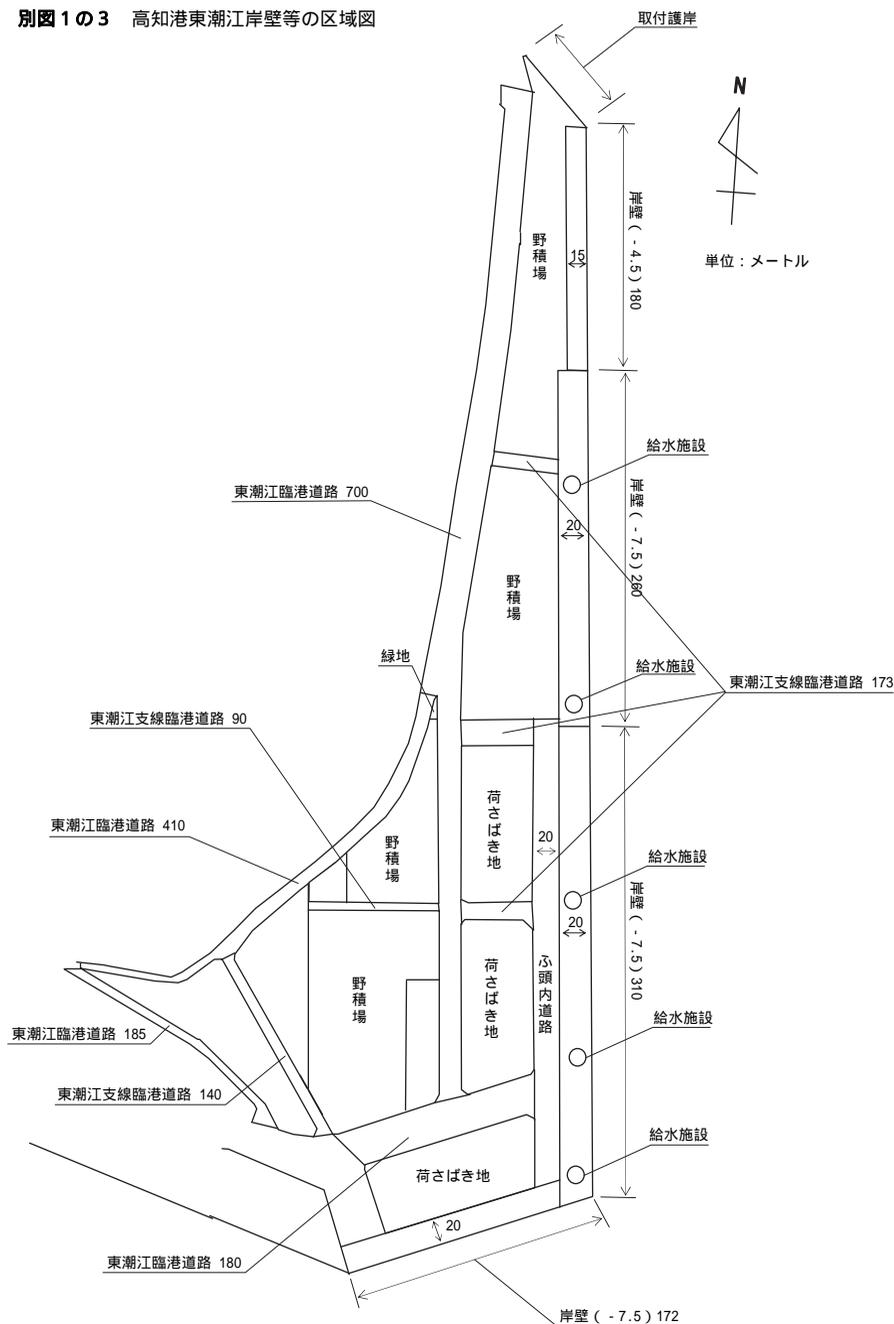
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第54号

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則
高知県港湾施設管理条例施行規則(昭和29年高知県規則第51号)の一部を次のように改正する。

別表第2の別図1の3を次のように改める。

別図1の3 高知港東潮江岸壁等の区域図



附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第400号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の4第1項の規定に基づき、応急入院指定病院として次のとおり指定した。

平成20年6月13日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	所 在 地	指 定 年 月 日
海辺の杜ホスピタル	高知市長浜251	平20・6・1
細木ユニティ病院	高知市西町100	" " "

高知県告示第401号

次の保安林を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年6月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 解除に係る保安林の所在場所
安芸郡安田町唐浜西浜松2765（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を高知県森林部治山林道課及び安田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第402号

平成20年5月高知県告示第297号で告示した指定予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林に指定する予定の通知の内容をいの町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成20年6月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不明の森林所有者
 - (1) 登記簿記載の住所
吾川郡清水村9番邸
 - (2) 氏名
筒井 源吾
- 2 保安林に指定する予定の通知の要旨
 - (1) 保安林予定森林の所在場所

吾川郡いの町大森字南川236の2、237の1、237の2、字東ノ藪245、245の1、245の4、245の5、245の8、245の9、245の11、245の13
 (2) 指定の目的
 水源のかん養
 (3) 指定施業要件
 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第403号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成20年6月13日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

安芸郡田野町 西岡 国昭
 " 西岡 重介
 " 山本 与志男

(2) 加入区の名

田野町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名

高知県漁業協同組合田野町支所

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成20年6月13日から同月27日まで

(2) 縦覧場所

高知県漁業協同組合田野町支所

高知県告示第404号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年6月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年6月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 弘瀬高知
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
-----	--------	-----------------	---------------

高知市土佐山弘瀬字奈路369番1から高知市土佐山弘瀬字奈路380番1まで	前	3.6 ∩ 8.0	68
	後	8.4 ∩ 23.8	
高知市土佐山弘瀬字奈路389番2から高知市土佐山弘瀬字奈路380番1まで	前	8.4 ∩ 23.8	68
	後	8.4 ∩ 23.8	

高知県告示第405号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年6月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年6月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 浦ノ内仏坂ノ郷停車場
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
須崎市浦ノ内西分字刈谷3645番から須崎市浦ノ内西分字ヌタノ本2036番4まで	前	2.8 ∩ 37.0	467
	後	2.8 ∩ 37.0	
須崎市浦ノ内西分字刈谷1926番1から須崎市浦ノ内西分字刈谷1929番5まで	A	4.6 ∩ 5.8	64
	後	4.6 ∩ 5.8	
須崎市浦ノ内西分字刈谷3645番1から須崎市浦ノ内西分字ヌタノ本2032番4まで	B	9.0 ∩ 37.0	462
	後	9.0 ∩ 37.0	

高知県告示第406号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年6月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年6月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宗呂中村
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市江ノ村字石神6308番1から四万十市江ノ村字イシガミ谷6316番1まで	前	2.0 ∩ 42.0	240
	後	2.0 ∩ 42.0	
四万十市江ノ村字石神6308番1から四万十市江ノ村字イシガミ谷6316番1まで	A	33.0 ∩ 66.0	184
	後	33.0 ∩ 66.0	
四万十市江ノ村字寺ノハナ2496番2から四万十市江ノ村字イシガミ谷6314番1まで	B	7.0 ∩ 64.0	1280
	後	7.0 ∩ 64.0	

高知県告示第407号

昭和47年11月高知県告示第649号(港湾法第39条に基づく臨港地区内の分区の指定)の一部を次のように改正する。

平成20年6月13日

高知県知事 尾崎 正直

「高知県土木部港湾空港局港湾課及び高知港事務所」を「高知県土木部港湾課及び高知県高知土木事務所」に改める。

高知県告示第408号

昭和61年5月高知県告示第317号(港湾施設の概要)の一部を次のように改正する。

平成20年6月13日

高知県知事 尾崎 正直

表高知港の項中「(3箇所)」を「(5箇所)」に改める。

 公 告

昭和38年12月高知県公報号外第69号の公告（港湾隣接地域の指定）及び昭和54年3月高知県公報第6112号の公告（高知港港湾隣接地域の指定）の一部を次のとおり変更する。

平成20年6月13日

高知港港湾管理者の長

高知県知事 尾崎 正直

「高知河港事務所」を「高知県高知土木事務所」に改める。

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年6月13日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第17号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第3項第2号中「（第5条第1項に規定する管理職手当の区分が1種の職を占める職員の行うものにあつては、12,000円）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。